

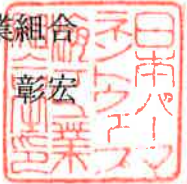
パ理 27-09

平成 27 年 5 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

日本パーマネントウェーブ液工業組合

理事長 岩崎



「パーマネント・ウェーブ用剤の直接の容器
または直接の被包に表示する項目についての自主基準」改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、薬務行政に関し種々ご指導を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当組合では平成 18 年 12 月 18 日付の「パーマネント・ウェーブ用剤の直接の容器または直接の被包に表示する項目についての自主基準」を実施して参りましたが、この度別添の通り当該自主基準を改正することと致しましたので、ご報告申し上げます。

本改正は、平成 26 年 12 月 10 日付「パーマネント・ウェーブ用剤の分離申請の取扱いについて」（薬食審査発 1210 第 1 号 厚生労働省医薬食品局審査管理課長）の通知に基づいた対応にあります。

なお、当該内容は、厚生労働省医薬食品局審査管理課、安全対策課、監視指導・麻薬対策課、並びに当組合員にも伝え周知徹底を図りたいと存じますので、申し添えます。

敬具

別添資料

「パーマネント・ウェーブ用剤の直接の容器

または直接の被包に表示する項目についての自主基準」（平成 27 年 5 月 1 日）

以上

